

本県における普及指導活動の体制

1 普及指導の組織体制

(1) 農業普及振興室の設置

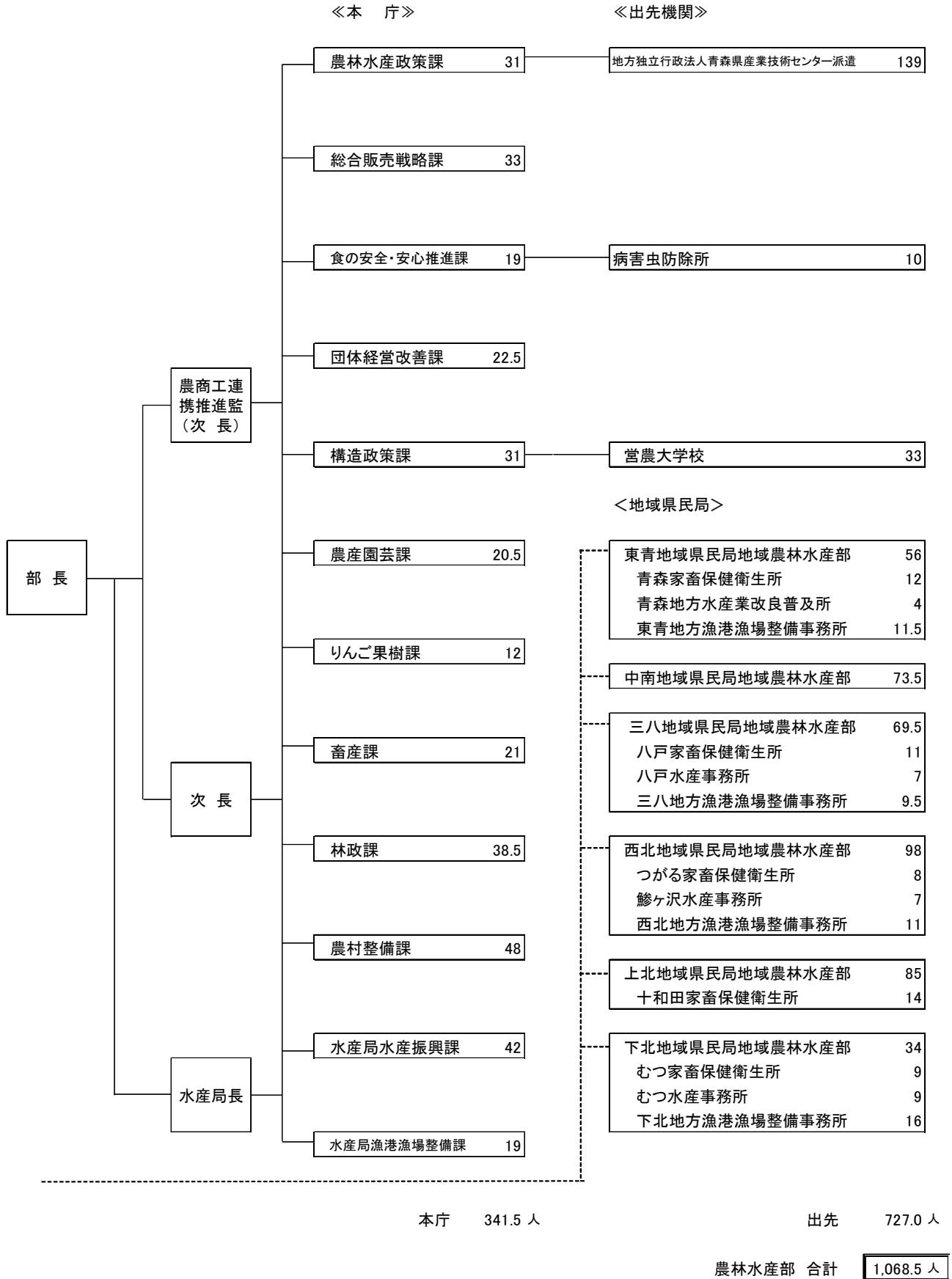
県内6箇所地域県民局地域農林水産部に「農業普及振興室」を設置し、農業者等の利便性を考慮し、黒石市、三戸町、つがる市、三沢市の4箇所に分室を配置している。

(2) 農業革新支援センターの設置

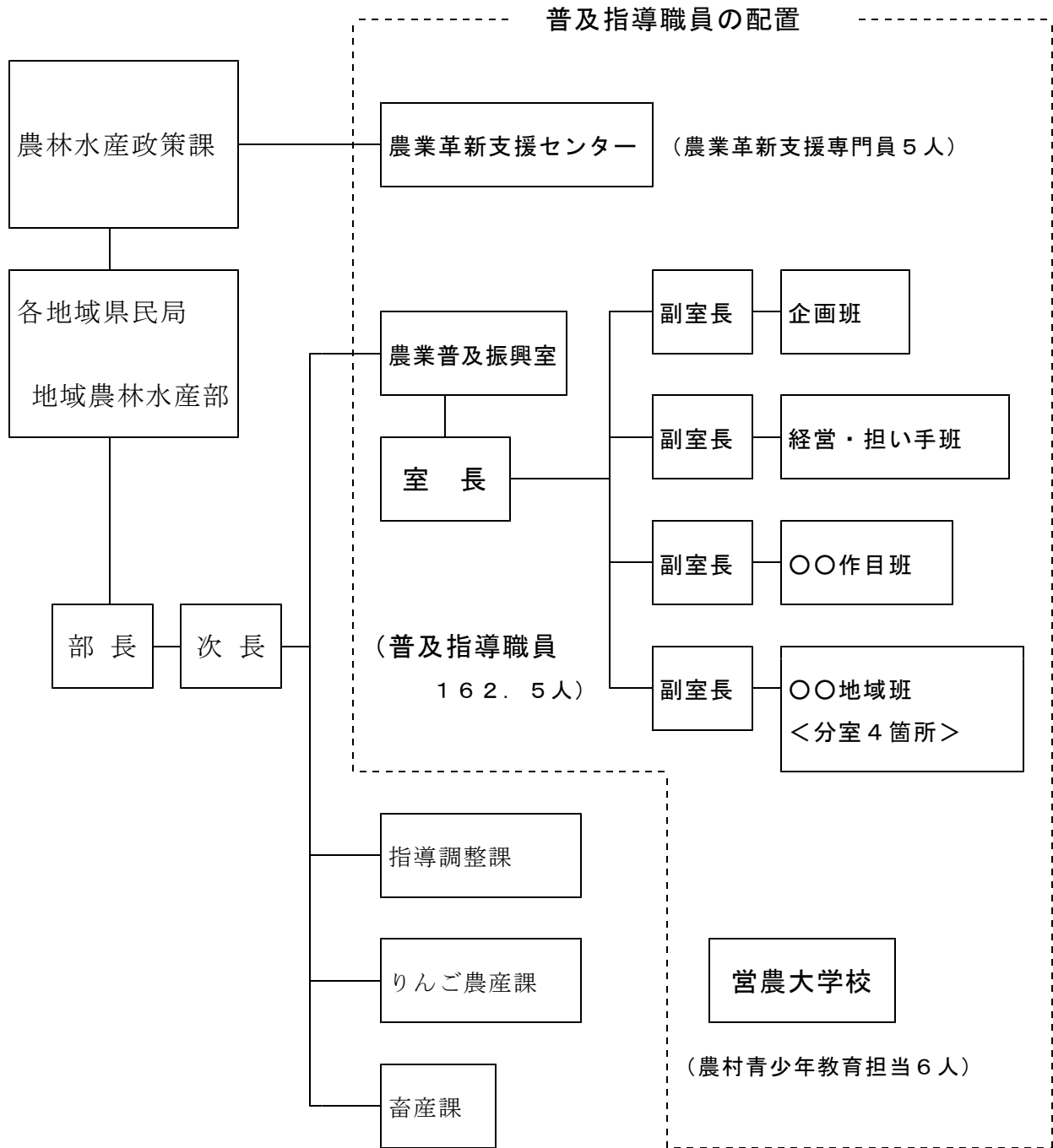
農林水産政策課内に農業革新支援センターを設置し、土地利用型作物、野菜、果樹、担い手、農山漁村女性活動を主担当とする5人の農業革新支援専門員を配置している。



(3) 農林水産部の組織体制



(4) 普及部門の組織体制



2 普及指導の人員の動向

全国的な行財政改革等により減少しており、本県の平成28年度の普及職員数は162.5人で、22年の91%となっている。

地域別では、上北地域を除き、ほぼ同様の割合で減少している。

(単位：人、%)

地域名	H22	H27	H28	H28/H22
東 青	23.0	21.5	21.5	93.5
中 南	38.0	34.0	32.0	84.2
本 室	29.5	28.0	26.0	88.1
黒石分室	8.5	6.0	6.0	70.6
三 八	28.0	26.0	25.5	91.1
本 室	22.0	21.0	20.5	93.2
三戸分室	6.0	5.0	5.0	83.3
西 北	38.5	34.0	33.5	87.0
本 室	24.5	24.5	24.5	100.0
つがる分室	14.0	9.5	9.0	64.3
上 北	36.0	36.0	37.0	102.8
本 室	29.0	30.0	31.0	106.9
三沢分室	7.0	6.0	6.0	85.7
下 北	15.0	13.0	13.0	86.7
県 計	178.5	164.5	162.5	91.0
全 国 計	7,206	6,568	6,330	87.8
<参考> 県行政職員	4,758	4,487	4,468	93.9

< 参 考 >

普及職員 1 人当たり農業産出額及び販売農家数の東北各県等との比較

(単位：億円、戸、千ha、人)

区 分	農 業 産出額 (A)	販 売 農家数 (B)	耕 地 面 積 (C)	普 及 職 員 数 (D)	普及職員 1 人当たり		
					農業産出額 (A/D)	販売農家数 (B/D)	耕地面積 (C/D)
青森県	2,879	34,866	153	173	16.6	201.5	0.88
岩手県	2,352	45,254	151	201	11.7	225.1	0.75
宮城県	1,629	37,533	129	166	9.8	226.1	0.78
秋田県	1,473	37,810	149	111	13.3	340.6	1.34
山形県	2,128	32,355	119	141	15.1	229.5	0.84
福島県	1,837	52,270	143	246	7.5	212.5	0.58
東北計	12,298	240,088	844	1,038	11.8	231.3	0.81
全国計	84,279	1,329,591	4,471	6,330	13.3	210.0	0.71

資料 農業産出額：H26生産農業所得統計
 販売農家数：2015年農林業センサス
 耕地面積：H28耕地面積統計
 普及職員数：H28普及事業活動体制調査（農村青少年教育担当を含む）

3 職員の資質向上の取組状況

普及指導員の能力を継続的に向上させ、長期的な視点から普及事業に必要な人材を育成するために、目指すべき人材像や求められる資質、人材育成に向けた取組方針等を記載した「普及指導員人材育成計画」を平成28年2月に策定した。

また、普及指導職員に求められる高度・先進的な技術指導能力及び地域農業の課題解決能力を強化するため、毎年度、「普及指導員等研修実施要領」を制定し、職員個々の能力や研修に対するニーズを把握しながら、国及び県段階の研修等を効果的に組み合わせ、資質向上を図っており、28年度に新設した研修は、以下のとおりである。

(1) 普及指導方法強化研修

普及指導員を対象として、事例紹介や意見交換により、効果的・効率的な課題解決手法を習得させる。

(2) 現場ニーズ対応企画研修

各農業普及振興室が地域の課題解決のため、先進事例の調査を企画し、普及指導員を派遣して先進技術や課題解決能力を習得させる。

(3) OJTトレーナー研修

OJTトレーナーを対象として、事例紹介や意見交換により、トレーナー制度の効果的な進め方を習得させる。

(4) 担い手育成研修

担い手育成担当者を対象として、全国青年農業者育成研究集会等の全国規模で開催される研修へ派遣し、担い手の確保・育成手法を習得させる。

青森県普及指導員人材育成計画

農 林 水 産 部
平成28年2月19日策定

1 策定の趣旨

農業・農村を取り巻く環境が急速に変化するなかで、本県農林水産業の振興策である「攻めの農林水産業」を推進するため、人と地域を積極的に動かす「攻めの普及指導活動」を展開していくこととしている。

特に近年は、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題を的確に把握し、課題解決に向けて総合的に支援する役割が求められており、そのためには普及指導員の技術指導力及び課題解決能力の強化が必要となっている。

この計画は、「青森県協同農業普及事業の実施に関する方針」第4の1に基づき、普及指導員の資質・能力を継続的に向上させ、長期的な視点から普及事業に必要な人材を育成するために、目指すべき人材像や求められる資質、人材育成に向けた取組方針等について定めるものである。

なお、本計画では、地域県民局地域農林水産部農業普及振興室（以下「農業普及振興室」という。）で普及指導業務に携わる普及指導員資格の未取得者も対象とする。

2 普及指導員の目指すべき人材像と役割

(1) 目指すべき人材像

- ア 農業者の多様なニーズに対応できる高度で先進的な技術・経営指導力を有している（スペシャリスト機能）。
- イ 地域農業の課題を的確に把握し、農業者や関係機関と連携した活動により課題解決に積極的に取り組むことができる（コーディネート機能）。
- ウ 農業者の信頼を得ながら、地域農業の発展に貢献できる。
- エ さらに農業革新支援専門員は、専門分野に関する高い知見や関係機関に対する調整能力を有し、専門技術の高度化への対応、政策課題及び先進的農業者への対応、普及指導員の資質向上への対応を行うことができる。

(2) 果たすべき役割

普及指導員は役割が多岐に渡り、経験年数や職位に応じて求められる能力が高度になるので、経験年数に応じた役割を認識する必要がある。経験年数による区分は、普及指導員の発展段階に応じて以下のとおり4段階とし、それぞれの経験年数で果たすべき役割は別表1のとおりである。

なお、経験年数はあくまでも目安であり、果たすべき役割は職員の経歴や能力に応じて適切に判断する。

経験年数による区分

経験年数（職位の目安）	発展段階
概ね1～3年目（技師）	実践指導力の確立期
4～10年目（技師）	専門指導力の確立期
11～30年目（主査、主幹）	総合指導力の確立期
31年～（総括主幹、室長）	企画・運営能力の確立期

※経験年数は、普及業務、試験研究、営農大学校の勤務年数をカウントする。

3 普及指導員に求められる資質

(1) 普及指導員に求められる資質

普及指導員は、その役割を果たすために高度な知識や技術を習得するとともに、総合的な指導ができるように幅広い能力を身につける必要がある。また、農業者に期待、信頼されるためには、取組姿勢の高さも重要である。

普及指導員に求められる資質を、以下に示す。

ア 能力

(ア) 基本的能力

コミュニケーション、情報収集の能力

(イ) 技術・経営支援能力

専門的技術・知識の指導、経営改善指導、経営体育成の能力

(ウ) コーディネート能力

関係機関との調整、合意形成、課題（問題）発見・整理、課題解決の能力

(エ) 企画・運営能力

地域ビジョン提案、政策提案、リーダーシップ、人材育成、組織運営の能力

イ 取組姿勢

積極性、自主性、協調性、使命感、責任感

(2) 普及指導員が備えるべき能力の自己診断

普及指導員は、地域の課題解決のため、専門分野や経験年数に応じて役割を分担し、効果的・効率的に活動を展開する必要がある。そのためには、普及指導員自らが備えるべき能力を把握し、習得に努めなければならない。

そこで、現在の能力の状況を把握するため、年度当初に別表2の「普及指導員の能力の確認表」により自己診断し、速やかに農業普及振興室長へ提出する。自己診断により、未習得の能力がある場合は、国や県が実施する研修の受講や自己研鑽等により習得に努めることとする。

また、農業普及振興室長は、確認表をもとに人事評価の面談の機会等を活用して指導助言するとともに、普及指導員の計画的な研修の受講に役立てる。

項目は、①共通、②農業経営、③担い手育成、④農山漁村女性活動、⑤栽培技術（土地利用型作物、野菜、花き、果樹）、⑥畜産、⑦農産加工の7項目とする。

4 人材育成に向けた取組方針

(1) 基本的な考え方

普及指導員に求められる専門的技術・知識の指導能力や課題解決能力等を強化するため、国、県及び職場の研修を効果的に組み合わせ、普及指導員の資質向上を図る。

さらに、各農業普及振興室の職員の専門分野や研修受講履歴を把握し、常に農業者の高度で多様なニーズに応えうる普及指導員を育成することとする。

また、資質向上のためには日頃から問題意識を持ち、自ら成長を目指すことが重要であることから、eラーニング（普及指導活動に係る情報提供サイト「EK-SYSTEM」利用）や県自治研修所の選択研修の活用等により、日常活動の中で資質向上に積極的に取り組むこととする。

なお、具体的な研修内容については、年度ごとに作成する「普及指導員研修実施計画」により実施する。

(2) 経験年数に応じた研修の実施

普及指導員に求められる能力を効率的に身につけるためには、経験年数と業務内容に合わせて段階的に研修を実施する必要がある。経験年数ごとの研修のねらいは以下のとおりである。

ア 経験年数1～3年目（実践指導力の強化に関する研修）

普及指導員としての基本的な活動を行う能力を身につけるため、普及事業に関する理解促進並びに新任普及指導員に必要な基礎的技術及び普及手法の習得など実践的な指導能力の向上に関する研修を実施する。

イ 4～10年目（専門指導力の強化に関する研修）

担当する地域の課題を解決する能力を身につけるため、農業者ニーズの高度化・多様化に対応した専門項目ごとの高度・先進技術の習得などに関する研修を実施する。

ウ 11～30年目（総合指導力の強化に関する研修）

集落営農組織の育成及び地域農業振興計画の策定等、地域農業のコーディネーター手法の習得などに関する研修を実施する。また、若手普及指導員の育成に資するよう人材育成に関する研修を実施する。

エ 31年目～（企画・運営能力の強化に関する研修）

普及組織の総合力を発揮させるために、普及組織の活動強化、関係機関との連携強化等、普及指導活動の企画調整、管理運営手法の習得などに関する研修を実施する。

(3) 研修方法

普及指導員の研修実施に当たっては、国等が行う研修を活用するほか、県段階では、経験年数や技術・知識の習得状況に応じた研修体系を作成するとともに、

○ J T研修も組み合わせ、普及指導員の能力向上と早期育成を図る。また、先進的な農業者や試験研究機関、大学等と連携するものとする。

ア 国等が実施する研修

農政の重要課題や基本方向、革新的な開発技術等に係る全国の最新情報を収集し、普及指導活動に生かすため、国等が実施する研修に普及指導員を派遣する。

イ 県が実施する研修

(ア) 集合研修

普及指導員に求められる実践的な普及活動手法、経営・栽培技術や○ J Tトレーナーの指導力向上等について、体系的に研修を実施する。

(イ) 派遣研修・通信教育

高度な農業技術・知識を習得するために、地方独立行政法人青森県産業技術センターや先進的な農業者、県外先進地等への派遣研修、通信教育等を実施する。

(ウ) ○ J T研修

日常的な普及活動を通じて、効果的に資質を向上させるため、○ J T研修を実施する。特に新任期の普及職員は、トレーナーを設置して育成体制を構築し、実践的な普及指導力の早期確立を図る。また、○ J T研修の実施に当たっては、調査研究も活用することとする。

5 人材育成の推進体制

(1) 農林水産政策課

農林水産政策課長は、普及指導員のニーズや現場の課題に対応した研修を企画し、研修の実施に当たっては、担当分野の農業革新支援専門員が中心となり、試験研究機関、営農大学校、関係各課等と連携して行う。

国等の研修の受講者は、各農業普及振興室の職員の能力や専門分野の配置を考慮して、農林水産政策課長が選定する。国等の研修受講者から提出された復命書の写し等は、農業革新支援専門員が各農業普及振興室に提供する。

また、普及指導員の研修履歴や要望等を把握するためのアンケート調査等を行い、普及指導員研修履歴カードを整理するとともに、必要に応じて、普及指導員を参集し、より効果的な研修方法について検討する。

(2) 農業普及振興室

室長及び副室長は、普及指導員の能力や経験を把握し、必要な研修への受講を誘導する。

新任期の普及職員に対しては、トレーナーを設置するとともに、職場全体で若手職員の早期育成が図られるよう配慮する。

国等の専門分野に関する研修の受講者は、研修終了後、速やかに復命書の写し等を農林水産政策課へ提出する。

別表1 普及指導員の果たすべき役割

項目	経験年数別の果たすべき役割			
	経験年数が概ね1～3年(技師)	4～10年(技師)	11～30年(主査・主幹)	31年～(総括主幹・室長)
スペシャリスト機能(技術・知識の指導)	<ul style="list-style-type: none"> ○担当業務に関する基礎的な知識・技術の指導 ○農業経営の基礎的な指導 ○担い手の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○担当業務に関する専門的な知識・技術の指導 ○地域課題に対応する新技術・新品種の導入 ○農業経営の診断、分析等の実践的指導 ○担い手の確保・育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の課題解決に向けた新技術・新品種の導入・普及拡大 ○地域の課題解決に向けた試験研究課題や事業への要望提案 ○経営体への総合的な経営改善支援 ○担い手の確保・育成 ○地域リーダーや生産組織等の育成 	/
コーディネート機能(関係機関との連携・地域の課題解決)	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関・団体との連携構築 ○担当業務に関する情報の収集、提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○担当業務に係る地域課題の解決策の提案 ○関係機関・団体との連携構築と役割分担の調整 ○担当業務に関する情報の収集、分析、活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○県や地域の情勢を踏まえた重要課題に対する普及活動の推進 ○農業・農村の活性化など地域の総合的な課題解決支援 ○地域農業の課題解決に向けた将来ビジョンの提案と合意形成の支援 ○課題解決に向けた関係機関・団体の役割分担の調整と進行管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○県や地域の情勢を踏まえた普及指導計画の企画と作成指導 ○農業者・関係機関等の意向把握と施策・事業への提案
組織運営・人材育成	/	<ul style="list-style-type: none"> ○後輩普及指導員の指導助言 	<ul style="list-style-type: none"> ○担当業務の普及指導活動の進行管理 ○若手普及指導員の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○課題解決に向けたリーダーシップの発揮 ○効果的・効率的な普及指導活動の体制構築と進行管理 ○普及指導員の育成に向けた指導助言と職場内の環境づくり

平成 2 8 年度普及指導員等研修体系図

採用からの年数		実践指導力の確立期		専門指導力の確立期		総合指導力の確立期		企画・運営能力の確立期			
		1	3	10	20	30					
ねらい		普及事業に関する理解促進並びに新任普及指導員に必要な基礎的技術及び普及手法の習得		農業者ニーズの高度化・多様化に対応した専門項目毎の高度・先進技術の習得		集落営農組織の育成及び地域農業振興計画の策定等、地域農業のコーディネート手法の習得		普及組織の活動強化、関係機関との連携強化等、普及指導活動の企画調整、管理運営手法の習得			
国が実施する研修		普及職員実務能力習得研修				新任農業革新支援専門員研修		普及指導センター所長研修			
				行政ニーズ対応研修							
県が実施する研修	農林水産政策課	集合研修	新規任用者基礎研修								
			普及指導員養成研修								
	農業経営基礎研修		普及指導活動強化研修		OJTトレーナー研修		専門技術強化研修				
	農業普及振興室	派遣研修	農家派遣研修								
専門技術向上研修			農業経営アドバイザー研修								
担い手育成研修			国や県の政策課題等を解決するための研修（環境保全型農業、GAP、鳥獣害防止対策、食品表示適正化ほか）								
	農業普及振興室		新任普及職員OJT研修								
現場ニーズ対応企画研修											

県が実施する研修

(1) 農林水産政策課が実施する研修

1) 集合研修

研修名	内容	期間 (日)	人数 (人)	場所	対象者
新規任用者基礎研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協同農業普及事業の概要【講義】 ・ 「攻めの農林水産業」の概要【講義】 ・ 普及指導員の役割と普及指導活動の基本【講義】 ・ 先輩普及指導員の活動事例【講義】 	1日	7	青森市	普及指導業務経験1年目の者
普及指導員養成研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及指導員資格試験対策【講義、演習】 ・ 普及指導員資格試験【受験】 	6日	—	青森市 仙台市	普及指導員資格未取得者
農業経営基礎研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記の基礎技術【講義、演習】 ・ 経営分析手法(基礎)及び農業経営改善指導の基礎知識【講義、演習】 	3日	10人	青森市	普及指導業務経験おおむね6年以下の者
OJTトレーナー研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ トレーナー制度による普及指導員の育成方法【事例紹介】 ・ OJTの効果的な進め方【分散会】 	1日	—	県内	新任普及職員(1~2年目)のトレーナー担当者
専門技術強化研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営、青年農業者育成、農山漁村女性活動、土地利用型作物、野菜、花き、果樹、畜産、農産加工、普及指導活動の専門ごとに課題解決のための研修を実施【講義、演習等】 	専門ごとに3日	—	県内	普及指導業務担当者
普及指導方法強化研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及活動の成果事例【講演】 ・ 課題解決のための効果的な普及手法【分散会】 	1日	—	県内	普及指導業務担当者

2) 派遣研修

研修名	内容	期間 (日)	人数 (人)	場所	対象者
農家派遣研修	・先進的農業者での農業及び生活体験【実習】	20日程度 (2週間×2回)	7	先進的農業者	県職員採用3年未満で普及指導業務経験1年目の者
専門技術向上研修	・部門別の基礎技術・知識の習得【講義、実習等】	20日程度 (2週間×2回)	7	(地独) 青森県産業技術センター等	普及指導業務経験1年目の者(試験研究機関等において実務経験のある者を除く)
農業経営アドバイザー研修	・農業経営アドバイザー資格取得に向けた研修【講義、演習】	7日	1	東京都	農業者の経営改善支援の担当者
担い手育成研修	・全国青年農業者育成研究集会等への派遣【講演、分散会】	2日	3	東京都	担い手育成担当者

(2) 農業普及振興室が実施する研修

研修名	内容	期間 (日)	人数 (人)	場所	対象者
新任普及職員OJT研修	・普及指導員をトレーナーとするOJT方式で普及活動手法を習得【OJT研修】	—	—	—	新任普及職員
現場ニーズ対応企画研修	・地域の課題解決のための県外先進地の調査・分析【事例調査】	2～3	12	県外	普及指導業務担当者

(3) その他、農林水産政策課以外が実施する普及指導員等の研修

研修名	内容	期間	人数	場所	受講者の範囲
食産業力強化研修 (総合販売戦略課)	・食産業ビジネスに関する知識習得	1日	10人	青森市	普及指導業務担当者
土づくり指導力向上研修会 (食の安全・安心推進課)	・土壌診断・土づくりに関する知識、技術の習得	1日×3回	10人	県内	土壌診断、土づくり事業担当者
地域ぐるみの「集落環境診断」研修会 (食の安全・安心推進課)	・地域住民と一体となった鳥獣被害防止対策手法に関する知識・技術の取得	1日	10人	県内	鳥獣被害防止対策担当者
アライグマ農作物被害防止対策現地研修会 (食の安全・安心推進課)	・アライグマの生態と被害防除対策に関する知識・技術の取得	1日	6人	県内 (津軽地域)	鳥獣被害防止対策担当者
食品表示適正化指導チーム及び米トレサ巡回指導チーム担当者研修会 (食の安全・安心推進課)	・食品表示関連法令及び米トレーサビリティ法に関する知識の習得	1日	両チーム 40～50人	青森市	食品表示適正化指導チーム、米トレサ巡回指導チーム担当者
肥料実務者研修会 (食の安全・安心推進課)	・立入検査や肥料の基礎に係る知識・技術の習得	1日	12人	県内	肥料担当者
グリーン・ツーリズム経営・危機管理研修会 (構造政策課)	・農家民宿等の経営力の向上及び食品衛生や防災に関する実践的な知識の習得	1日×2回	6人	青森市	グリーン・ツーリズム担当者
知財総合講座 (新産業創造課)	・知的財産管理技能検定3級～2級程度の知識習得	1日×5回	10人	青森市 八戸市 弘前市	知的財産活用支援担当者